

納本のお願い

納本制度Q & A

国、地方公共団体、独立行政法人等の出版物

「納本制度」とは、国内で刊行された出版物を国立国会図書館に納入する制度として、国立国会図書館法(昭和23年法律第5号)の制定により創設されたものです。この法律では、国、地方公共団体及び独立行政法人等による出版物(24条及び24条の2)と、その他の者による出版物(25条)とにわけて規定しています。

このパンフレットは、国、地方公共団体及び独立行政法人等の出版物の納入についてのお願いです。

A：国立国会図書館法24条及び24条の2では、国の諸機関、地方公共団体の諸機関のほか、次の法人を規定しています。

- 独立行政法人
- 国立大学法人、大学共同利用機関法人
- 特殊法人や認可法人のうち国の諸機関や地方公共団体に準じるものとして国立国会図書館法の別表に掲げるもの*
- 港務局
- 地方住宅供給公社
- 地方道路公社
- 土地開発公社
- 地方独立行政法人

Q 「独立行政法人等」の範囲を教えてください。

*平成17年4月1日現在、該当する法人は以下のとおりです。日本郵政公社、沖縄振興開発金融公庫、総合研究開発機構、公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、日本銀行、預金保険機構、日本私立学校振興・共済事業団、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、年金資金運用基金、農林漁業金融公庫、日本中央競馬会、地方競馬全国協会、農水産業協同組合貯金保険機構、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、住宅金融公庫、日本船舶振興会、日本下水道事業団。

国立国会図書館

Q：どのような出版物
が納本の対象となり
ますか？

A：内容、形態、印刷手段等のいかんを問わず、頒布の目的で相当程度の部数が作成された資料は、すべて納本の対象になります。具体的には、図書、新聞、雑誌のほか、地図、マイクロフィルム、点字資料、ビデオカセットテープ、音楽CD、CD-ROM、DVDなどです。

なお、機密扱いのもの、書式、ひな型、その他簡易なものには、納本の対象から除きます。具体的には、申込書、申請書、契約書、リーフレット、手帳、日記帳、カレンダー、個々の募集要項・案内などです。

A：出版物を発行した機関又は法人に納本の義務が
あります。出版物の発行を他のものが行った場合
でも、編集、著作した機関又は法人に納本の義務
があります。また、民間を含む機関・法人等に委
託又は補助を行い発行した出版物は、委託又は補
助を行った機関又は法人に納本の義務が生じます。

Q：納本の義務は誰に
ありますか？

Q：何部納本すれば
よいのですか？

A：納本の部数は、機関や法人の区分に応じて3ページから4ページの別表のとおり規定されています。

規定の部数の納本が困難な場合には、収集部国内資料課官庁納本係までお問い合わせください（連絡先はパンフレットの末尾にあります）。

A：収集した出版物は、図書館資料として多くの
方々に利用していただくとともに、永く後世に残
し伝えていきます。特に、国、地方公共団体、独
立行政法人等の出版物は、国政審議用の資料とし
て利用されるほか、国際交換用としても利用され
ています。

また、我が国でどのような出版物が発行されて
いるのかを、日本国内はもとより、世界中に知ら
せるための「目録」を作成し、データベースとし
てインターネット上でも公開しています。

Q：納本した出版物は
どのように役立って
いるのですか？

Q：国際交換とは何のことですか？

A：日本と外国との間でそれぞれ自国の政府出版物を相互に交換する制度です。当館は、「国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約」等に基づき、「国の交換機関」として、世界各国の中央図書館、国際機関等と交換を行っています。

この制度により、わが国の政府出版物は、諸外国の日本理解を深めるため、また、入手しがたい諸外国の官庁出版物等を収集するために、重要な役割を果たしています。

A：各府省庁及び最高裁判所には、国立国会図書館の支部図書館及びその分館があります。その支部図書館、分館が窓口となって資料の収集を行っておりますので、出版物を発行した場合には、各支部図書館等の窓口を経由しての納入をお願いします。国立国会図書館では毎週自動車で巡回し、収集された資料を支部図書館から受領しています。

地方公共団体、その他の法人の出版物については、特に送付方法を問いませんが、発行後できるだけ早く送付してください。なお、いくつかの機関、法人につきましては、当館への納本担当窓口を設け、一括して出版物を送付いただいております。

Q：納入方法を教えてください。

(別表1) 国・地方公共団体、独立行政法人等の出版物の納入部数一覧

国の諸機関	5～30部
独立行政法人	5部
国立大学法人及び大学共同利用機関法人	5部
特殊法人及び認可法人	5部
都道府県及び指定都市	5部
指定都市以外の市及び特別区	3部
町村	2部
都道府県が設立した法人	4部
市町村が設立した法人	2部

各納入部数が当該出版物の発行部数の1割を超えるときは、1割を上限とする。

国立国会図書館

(別表2) 国の諸機関の出版物納入部数一覧《詳細》

国の諸機関		下表1に掲げる出版物	一般資料	下表2に掲げる出版物
立法	国会及び国会に置かれる機関	30	15	5
	内閣、内閣に置かれる機関（施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を除く。）及び警察庁（附属機関及び地方機関を除く。）	20	10	5
行政	国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する行政機関（以下「行政機関」という。）（施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を除く。）及び最高検察庁	20	10	5
	内閣に置かれる機関及び行政機関の施設等機関並びに警察庁の附属機関	10	10	5
	内閣に置かれる機関及び行政機関の特別の機関（警察庁及び検察庁を除く。）	10	10	5
	内閣に置かれる機関及び行政機関の地方支分部局、警察庁の地方機関並びに最高検察庁以外の検察庁	5	5	5
	人事院	20	10	5
	会計検査院	20	10	5
司法	最高裁判所	20	10	5
	最高裁判所以外の裁判所その他の司法機関	5	5	5

(表1) 基本的出版物

1	年鑑、要覧及び職員録
2	業務報告（年報、主要な月報・時報類、業務に関する白書類及び編年史）
3	予算書及び決算書
4	統計書（年報及び主要な月報・時報類）
5	官報（国会の会議録を含む。）並びに法令集、規則集及び判例集
6	法律解説書
7	目録・書誌類

(表2) 小冊子等

1	小冊子（5頁以上48頁以下の非定期刊行出版物。ただし、表1に掲げる出版物に該当するものを除く。）
2	音楽映像資料
3	地図・海図
4	啓蒙、指導だけを目的とするもの
5	翻訳又は外国事情の紹介に止まるもの
6	追録類で維持、保管等の取扱いに困難の多いもの
7	日刊又は週刊の資料

納本制度の趣旨をご理解のうえ、一層のご協力をお願いいたします。

お問い合わせは… 国立国会図書館収集部国内資料課官庁納本係

電話 03-3581-2331（代） 内線24210
FAX 03-3592-0783

国立国会図書館 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
ホームページアドレス <http://www.ndl.go.jp>
メールアドレス s-kantyo@ndl.go.jp

(2005.4)